

令和7年度 第4回蟹江町水道事業水道料金等審議会 会議録

1 日時

令和8年3月31日（火）午後2時00分～午後3時00分

2 場所

蟹江町水道事務所2階 会議室

3 出席委員 9名（欠席 0名）

平山 修久（名古屋大学准教授） ※会長

三浦 知将（蟹江町議会 総務建設常任委員会） ※副会長

山岸 美登利（蟹江町議会 民生教育常任委員会）

鬼頭 透（蟹江町商工会）

金井 薫生（蟹江町囑託員会）

山田 康夫（蟹江町囑託員会）

中村 和史（株セノオ）

靱山 英樹（カリヨンの郷）

近藤 めぐみ（にこにこママネットワーク）

4 事務局

伊藤 和光（上下水道部長）

石原 己樹（上下水道部次長兼水道課長）

横井 謙典（上下水道部 水道課 業務係長）

齊藤 雄多（上下水道部 水道課 総務兼財務係長）

松井 潤（上下水道部 水道課 主任）

5 公開・非公開の別

非公開

6 次第

1 議題「答申書（案）について」

2 答申「適正な水道料金の在り方について」

3 今後の料金改定スケジュールについて

4 その他

○1 議題「答申書（案）について」

《事務局》

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第4回蟹江町水道事業水道料金等審議会を始めます。

はじめに、事務局からご報告がございます。

この審議会は9人で組織されており、本日出席者は9名、欠席者0名でございます。条例第6条第2項の要件を満たしていることから、会議が成立していることを報告いたします。これからの進行は条例第5条の規定に基づき、審議会会長にお願いします。

〈委員〉

年度末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

それでは審議会に入ります。

次第1の議題「答申書（案）について」、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

配布資料に沿って答申の概要を説明させていただきます。

本日は答申ということで、まず、表紙の「適正な水道料金の在り方について（答申）」を、会長から町長にお渡しいただきます。

～表紙の「適正な水道料金の在り方について（答申）」～

次に、答申書ですが、委員の皆さまには、答申の意見書をご返信いただき、ありがとうございました。皆さまからは、異議なしとのご回答をいただいております。

今から、答申書を説明させていただきますが、第1回審議会から第3回審議会の内容の振り返りというような形で聞いていただけたらと思います。

～答申書の説明～

以上になります。

〈委員〉

ただいま事務局から、答申書案について説明がありました。今の説明に対して、意見のある委員は挙手をしてください。いかがでしょうか。

〈委員〉

料金改定時期が令和9年2月となっているが、令和9年4月ではない理由は何ですか。

《事務局》

令和9年2月は、令和8年度の最後の調定ですが、そのようにした理由は、新料金の適用が遅くなってしまうと資金残高が不足してしまうためです。一方で、住民への周知期間を設けることも必要との理由です。

周知期間を設けないと、住民の理解を得るのも難しいとの話もありますし、私共もそう考えますので、令和9年2月という時期になりました。

〈委員〉

ありがとうございました。

〈委員〉

「6 付帯意見 (1) 経営努力と業務改善」で、「●アセットマネジメントを活用した計画的な更新・修繕の実施」や「●省エネルギー化やデジタル技術の活用による運転・管理の効率化」とあります。

どのようなことでしょうか。

《事務局》

アセットマネジメントは、事業の効率化ということになります。アセットマネジメントという言葉だけでは、資産管理ということになります。資産を活用して、中・長期的な視点に立って、継続可能な水道事業の実践活動を目指すことがアセットマネジメントになります。言葉で説明すると難しいですが、要は、効率的に行っていくことがアセットマネジメントと捉えていただけるとよいと思います。

省エネルギー化やデジタル技術の活用については、やはり、技術は進んでいますので、水道事業の施設更新などありますが、その時に、省エネルギーやデジタル技術を取り入れるように活用することになります。

〈委員〉

ちなみに、今、取り入れているようなものはありますか。

《事務局》

デジタル技術について、国からモデルケースが出ていますが、蟹江町が使えるのは今のところないのが現状です。AIによる老朽管の検査などがありますが、実績が蓄積されてくれば、蟹江町としても考えていきます。

〈委員〉

わかりました。

〈委員〉

企業債とはどのようなものですか。

《事務局》

企業債とは、要は借金です。

〈委員〉

借金の相手先はどこですか。

《事務局》

今は、地方公共団体金融機構です。国庫のようなものです。

国の金融機関みたいなどころから、年間の限度額はありますが、管路の更新などのために借りて、30年などの長期で返済していきます。それが償還です。償還は借金の返済です。そのように考えていただければと思います。

〈委員〉

先程、令和9年2月から新料金改定、令和8年6月に議会へ上程するということでしたが、「6 付帯意見 (2) 広報・情報提供の充実」のところを、その半年の間で行うと

のことでよろしいでしょうか。

《事務局》

もちろん議会で認められてからのスタートが前提になりますが、そうなります。令和9年2月スタートの場合は、少なくとも半年間の周知期間として、令和8年6月議会への上程になります。そして、そのことが決まったとなれば、町の広報、ホームページ、個別によるチラシなど、また別途説明会を行って周知をしていくことになります。

〈委員〉

「6 付帯意見 (2) 広報・情報提供の充実」に、相談窓口の設置とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

《事務局》

これから具体的に決めていくことになります。水道課が対応することになりますが、町内会や商工会などを通じてご説明申し上げることになると思います。

〈委員〉

わかりました。きめ細やかな対応をお願いいたします。

もう1点質問があります。

「6 付帯意見 (1) 経営努力と業務改善」で、「●アセットマネジメントを活用した計画的な更新・修繕の実施」について、更新計画や修繕計画はありますか。

《事務局》

修繕計画があります。令和8年度についても電気設備を随時更新しますが、先程もありましたアセットマネジメントにあるように、更新期間が来たから更新するのではなく、点検を行い、更新が必要なものは更新しつつ、修繕で対応できるものは修繕していきます。

効率的に実施する計画になっており、定期点検を行い随時見直しています。

〈委員〉

そのような計画は住民でも見ることはできますか。

《事務局》

水道ビジョンに記載してありますので、見ることは可能です。

〈委員〉

経営戦略との兼ね合いはどうなりますか。

《事務局》

水道ビジョンのなかに経営戦略も含まれています。

〈委員〉

わかりました。ありがとうございました。

〈委員〉

付帯意見の「(2) 広報や情報の提供」のなかに、「また、水道料金の改定のみならず、平時から水道事業について、町民に対する情報発信について積極的に取り組むようにされたい。」とあります。

料金改定の時だけ、広報や情報の提供を充実させるのではなくて、普段からしっかりと皆さまに理解をいただいて、町民に支えていただくことが大事なことです。

明日から新年度ですが、事務局のほうで、どういうコミュニケーションの在り方があるのかといったことを、水道料金改定も含めて、具体的に検討していただけるものと思っています。そのために、付帯意見の「(2) 広報や情報の提供」があることをご理解いただければと思います。

また、アセットマネジメントについて、少しだけ補足します。デジタル技術の活用と効率化と関連がありますが、例えば、法定耐用年数が40年の管路について、40年経ったら全て一気に変えると、当然その年に修繕費の山が高くなってしまいます。それをなるべく平準化する考え方がアセットマネジメントです。法定耐用年数が過ぎた管路でも、機能的に良好であれば、使用し続けることは問題ないので、デジタル技術で正しく把握して、使えるものは長く使っていき、更新しないといけないところは、しっかりと更新していくようにします。

それによって、毎年の出金をできるだけ平準化することで、今後の20年、30年と蟹江町の水道事業が継続できるように施設も点検と更新を適切に行うという考え方がアセットマネジメントとデジタル技術の活用になっています。

そのようなことについて、事務局も国の情報を入手しながら取り組む努力をしていただきたいと思います、との内容が記載されているのが、付帯意見の「(1) 経営努力と業務改善」と理解していただければと思います。

付帯意見が、(1) から (4) までありますから、これから事務局でしっかり頑張っていただかないといけないと思います。

他にご意見はありますか。

ご意見がないようですので、答申案について、採択に移ります。

答申書の内容で議決してよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いいたします。

～全委員挙手～

委員の皆さまから議決を得ましたので、本審議会の答申といたします。

それでは、事務局は答申書を作成してください。

《事務局》

これから答申書の作成に移ります。

事務局の職員は、署名等の準備のため離席させていただきます。

全4回の審議会が終了しますので、離席の前に、委員報酬について報告いたします。

～委員報酬の説明～

それでは、会場準備のため、暫時休憩といたします。

○2 答申「適正な水道料金の在り方について」

《事務局》

ただいまより、蟹江町水道事業水道料金審議会からの答申を行います。

会長、答申をお願いいたします。

〈委員〉

蟹江町水道事業水道料金審議会からの答申をさせていただきます。

～答申書を読み上げ～

<町長>

謹んでお受けいたします。

しっかり審議をしていただき、ありがとうございました。

町民の皆さまのためになるような水道事業にしていきたいと思えます。

ありがとうございました。

《事務局》

ありがとうございました。

○3 今後の料金改定スケジュールについて

《事務局》

今後の料金スケジュールについて説明します。

先程の審議会においてご質問がありましたが、答申書にあるとおり、新料金体系を令和9年2月から適用するには、少なくとも、半年間の周知期間を設ける必要があります。

そのため、令和8年6月議会に料金改定の議案を上程する予定です。上程後、可決されれば半年間の周知期間を経て、2月から新料金体系がスタートすることになります。

《事務局》

答申を受けまして、町長からお言葉をいただきたいと思えます。

町長お願いいたします。

<町長>

改めまして、年度末のお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

また、4回にわたった委員会において、適切な助言等をいただいたこと、感謝を述べさせていただきます。

説明があったとおり、県水の2度にわたる値上げについて、愛知県町村会の会長をしているときに、諮問を受けて複雑な気持ちでした。立方メートル当たり2円増ならまだしも、そのあと立方メートル当たり4円の引き上げがあることを聞いていました。

また、水量についても、有収率が低くなり、非常に効率が悪いことも聞いていました。ただ、そのなかでも、ライフラインである水道だけはしっかりと守っていかないとはいけません。

蟹江町においては、県水と海部南部水道企業団の2つの供給口を持っていますが、その

アンバランスを以前からご指摘いただいています。議員の方々からもご質問をいただいたことは事実です。

そして、今回の答申をいただき、令和9年2月に新料金体系をスタートする予定で、議会に上程させていただきます。

一方、現在、三河地方の限られた地域においては水不足が発生しております。この木曾三川とは様相が全く違っており、水資源機構の幹部の方にもお話を聞いておりますが、佐久間ダムも貯水率が50%を下回る状況で、そこから送水するのは非常に厳しいようです。

また、潤沢な水量を誇る木曾三川において、かつて徳山ダムを建設したときに、水資源機構から建設費の要請があったことは皆さまも記憶にあるのではないのでしょうか。

現在、木曾川の水位も年々下がっているようでありますので、揖斐川水系の徳山ダムからの水も我々は期待しています。広大な濃尾平野の農業は将来にわたり継続していく必要がある中で、水の大切さ、水の貴重さを我々もしっかり把握しています。

今回、いろいろ苦しい中で、町民の皆さまにご理解いただくべく、しっかりとお話をしていきたいと思っています。審議会の皆さまにも、それぞれの立場からご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

《事務局》

ありがとうございました。

○4 その他

《事務局》

次第4のその他について、何かありましたら報告をお願いします。

《事務局》

本審議会の委員の任期については、本日の答申をもって満了となります。

半年間という短い期間でしたが、審議会にご参加いただき、誠にありがとうございました。審議会の中でいただいた様々なご意見を受け止めて、今後の事業運営に活かしてまいります。

《事務局》

以上をもちまして、第4回蟹江町水道事業水道料金等審議会を終了します。

以上